

医療費助成を ご存じですか？

●問い合わせ 保険医療課 内線153



医療費の助成を 行っています

●子ども医療費助成制度

中学校卒業まで（15歳に達する年度の3月31日まで）の子ども

●障害者医療費助成制度

・身体障害者手帳1～3級の方

・身体障害者手帳4級で腎臓機能障がいの方

・身体障害者手帳4～6級で進行性筋萎縮症の方

・療育手帳A判定、B判定の方（IQ50以下）

・自閉症候群と診断された方

●母子家庭等

医療費助成制度

一定所得以下の方で、次に該当する方

・ひとり親家庭などで、18歳以下の児童を扶養している母（父）およびその児童

・父母のいない18歳以下の児童

●後期高齢者福祉医療費助成制度

後期高齢者医療制度に加

入している方で、次に該当する方

・障害者および母子家庭等医療費助成制度の資格要件に該当する方

・精神障害者保健福祉手帳1、2級の方

・「精神保健及び精神障害者の福祉に関する法律」第29条の規定による措置入院患者の方

・ひとり暮らしで住民税非課税世帯の方（同一敷地または隣地に親族がいる方、施設に入所している方は除く）

・要介護4、5の認定を受けた方で、生活介護を3か月以上継続で受けており、住民税非課税世帯の方

・精神障害者保健福祉手帳3級の方で精神病床に入院する方（精神疾患での入院のみ使用可）

・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神疾患での通院のみ使用可）

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神疾患での通院のみ使用可）

・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神疾患での通院のみ使用可）

・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神疾患での通院のみ使用可）

・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神疾患での通院のみ使用可）

1、2級の方（全疾患による入院・通院使用可）

・精神障害者保健福祉手帳3級の方（精神病床への入院のみ使用可）

・自立支援医療受給者証（精神通院）が交付された方（精神疾患での通院のみ使用可）

助成を受けるには？

●不妊治療費補助制度

有するまでの子ども
妊娠を希望する夫婦に対する、不妊検査、一般不妊治療（健康保険適用分に限る）および人工授精をする方

事前に保険医療課で「受給者証」の交付（即日交付、一部後日郵送）を受けてください。医療機関の窓口で「受給者証」と加入している医療保険の「被保険者証」を提示することで窓口負担がなくなります。ただし、不妊治療費補助については、医療機関の窓口で医療費の自己負担分を支払った後、保険医療課または健康課で申請すると自己負担分を助成します。

申請に必要なものについては制度により異なりますので、町ホームページで確認または保険医療課へ問い合わせてください。